

作付転換拡大緊急対策支援事業の交付対象の考え方

1 基本的な考え方

生産者毎に、原則として令和2年産からの主食用米の作付面積の減少分を上限とし、対象作物の拡大面積に対して助成する。

ただし、経営規模を拡大した場合は、前述によらず、対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を減じた分を助成する。

2 具体的な場合

(1) 経営規模が前年産と同じ（または前年産より縮小した）場合

→対象作物の拡大面積に対して主食用米の減少分を上限に助成

- ・ 主食用米の面積が前年産より減少した場合は、主食用米の減少面積を上限として、対象作物の拡大面積を交付対象とする。（別紙3の例1、2）
- ・ 主食用米の面積が前年産と同じ場合は、主食用米以外の作物からの転換や不作付地への作付けによる対象作物の拡大面積は対象外とする。（別紙3の例3）

(2) 経営規模が前年産より拡大した場合

→対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を減じた分を助成

- ・ 主食用米の面積が前年産より拡大した場合は、対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を差し引いた面積を交付対象とする。（別紙3の例4）
- ・ 主食用米の面積が前年産と同じ場合は、対象作物の拡大面積を交付対象とする。（別紙3の例5）
- ・ 主食用米の面積が前年産より減少した場合は、対象作物の拡大面積を交付対象とする。（別紙3の例6）